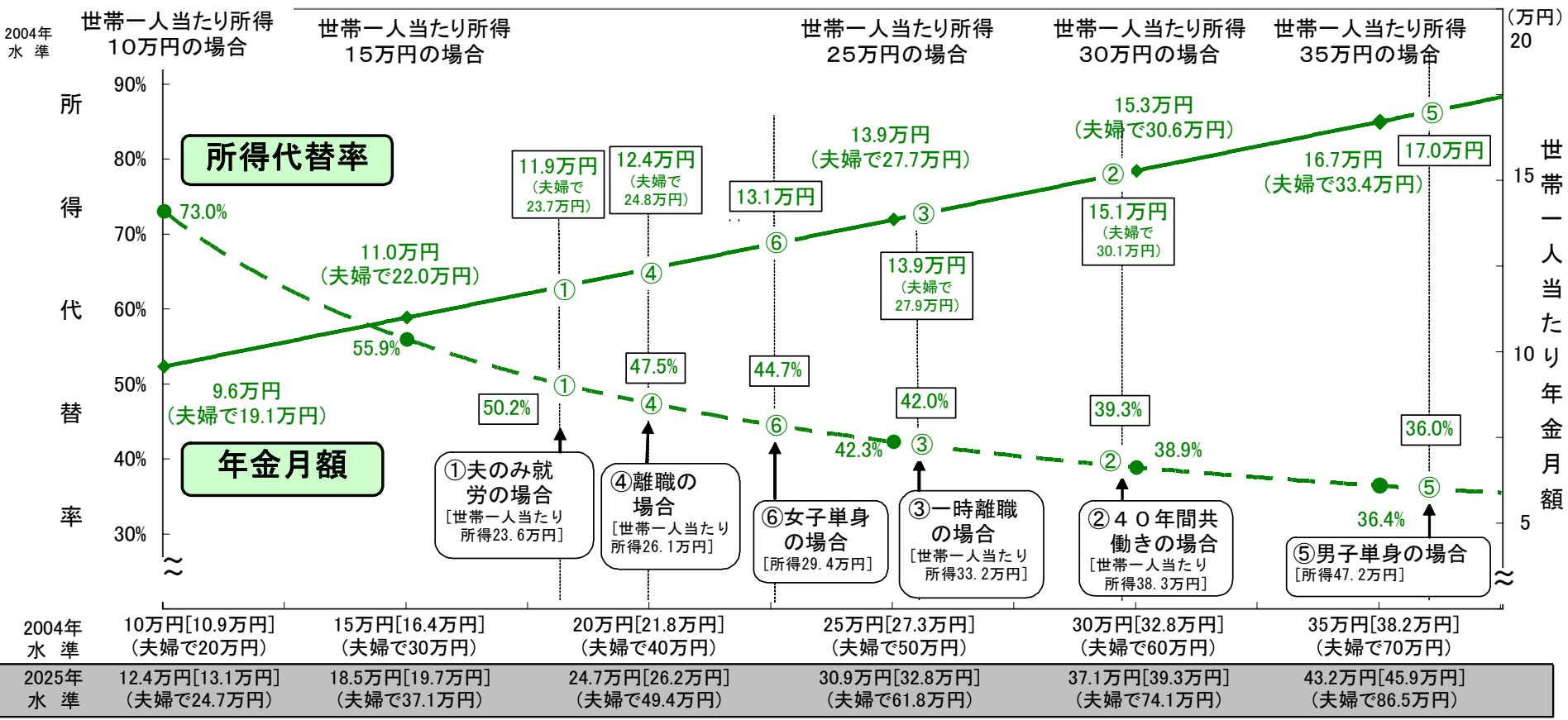


# 現行制度による所得再分配機能について

# 2025年における世帯一人当たり所得別の年金月額及び所得代替率 —平成16年財政再計算—

- 世帯一人当たり所得水準によって所得代替率が変化(世帯類型が異なっても世帯一人当たり所得が同じであれば、所得代替率は同じ(注3))
- マクロ経済スライドによる給付水準調整を行えば、所得代替率は低下する。ただし、名目年金額は減少しない調整方法をとることとしており、一定の経済成長(実質1%、名目2%程度)があれば、物価で現在の価値に割り戻した年金額についても増加することとなる。



注1: 世帯(夫婦)の合計所得の[ ]内は、手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)である。  
 2: 2025年水準の年金月額及び世帯の合計所得は、物価で現在価値に割り戻した値である。  
 所得代替率 = 年金月額 ÷ 手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)  
 3: 例えば、2004年水準で世帯一人当たり所得が18万円[19.7万円]となる共働き世帯(夫婦の所得合計が36万円)や所得が18万円[19.7万円]の単身者の所得代替率は、①の世帯と同じく50.2%となる。

世帯一人当たり所得(標準報酬月額ベース)  
[手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)]

# 世帯所得別の年金月額及び所得代替率(平成37(2025)年度)

－ 平成16年財政再計算 －

世帯所得(標準報酬月額)	万円	24.7	37.1	44.5	61.8	74.1
(2004年度水準)	万円	(20)	(30)	(36)	(50)	(60)
手取り賃金	万円	26.2	39.3	47.2	65.5	78.7
(ボーナス込み年収の月額換算値)						
年金月額	万円	19.1	22.0	23.7	27.7	30.6
所得代替率		73.0%	55.9%	50.2%	42.3%	38.9%
報酬比例部分		21.8%	21.8%	21.8%	21.8%	21.8%
基礎年金部分		51.2%	34.1%	28.4%	20.5%	17.1%
保険料相当分		25.6%	17.1%	14.2%	10.2%	8.5%
国庫負担相当分		25.6%	17.1%	14.2%	10.2%	8.5%

\* 年金月額は、標準的な年金受給世帯の新規裁定時の額(夫婦の基礎年金+夫の厚生年金)である。

\* 世帯所得、手取り賃金、年金月額は、物価で2004年度の価値に割り戻した額である。